

平成28年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 平成29年1月24日（火）18時30分～20時00分

場 所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 林一元会長、酒井一誠副会長、小林恵子委員、工藤義昭委員、田中裕紀子委員、
田畑博委員、松坂由委員、森本栄樹委員（出席委員8名）

欠席者 大城花子委員

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 本間孝之、企画課主幹 上窪健一
企画課主任 門井理恵、企画課主任 橋本麻里子

傍聴者 1名

=====
【事務局（本間課長）】

改めまして、本年も一年間よろしく申し上げます。本日は何かとご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は前回に引き続き、事務局としまして小鷹、本間、上窪、門井に加えまして企画課の主任、橋本が出席しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、さっそく審議会を進行して頂きます。林会長よろしく申し上げます。

【林会長】

本日は今年初めてのご挨拶になります。今日はお忙しい中、またお寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。前回は活発なご議論頂きまして感謝申し上げます。

それではただいまより、平成28年度第2回市民参加制度調査審議会を開催します。はじめに前回欠席された松坂委員からご挨拶を頂きます。

【松坂委員】

こんばんは。前回は欠席をしてしまい申し訳ありませんでした。石狩設備工業（有）に勤めていますが、松坂ゆかりと申します。普段は水道工事の仕事や、石狩思いやりの心届け隊というボランティア活動をしております。

今回2期目ということで、前期は皆さんのお役に立つことも無く訳も分からないまま会議に出席していましたが、今回は少しでも皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございました。よろしく申し上げます。本日はおおよそ20時を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議を進めるためにご協力をお願いします。また、本日は大城委員より体調不良のため欠席との連絡を受けています。

では議事に入る前に皆さんと共通認識を図るため、私から本審議会の審議内容と今後のスケジュールについて、簡単に説明させていただきます。

レジュメ 1 ページ「スケジュール」をご覧ください。本審議会で審議するポイントは「市民参加手続の実施運用状況の評価」「市民参加制度の改善方策について」「市民参加制度調査審議会のあり方について」です。1 点目の「市民参加手続の実施運用状況の評価」については、前回の審議会で概ね適正に実施されていると評価したところです。

3 点目の「市民参加制度調査審議会のあり方について」は、次回の審議会で詳しく述べさせていただきますが、委員数については条例上 15 名以内と定められておりますが、第 5 次以降の答申を受けまして、段階的に人数が減って現在は 9 名体制になっています。こちらは、主に次回以降でご審議いただきたいと思います。よって本日は 2 点目の「市民参加制度の改善方策」について審議を進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。レジュメ 2 ページ目をご覧ください。前回の審議会では「広報紙を使って積極的に PR すべき」「あい・ボードを増やさないのか」「ぼぼらーとにパブリックコメントの資料を設置したら良い」など、主に市民参加手続の周知・公表についての意見が出されました。そこで、改めて、現在実施している市民参加手続の周知・公表について確認をするため、事務局から説明をお願いします。

【事務局（門井主任）】

私から、市民参加手続の周知・公表についてご説明をします。市民参加手続の公表については、市民の声を活かす条例第 8 条で 4 つの方法が定められています。その 4 つがレジュメにある「広報いしかり」「あい・ボード」「情報公開コーナーや市役所の窓口」「ホームページ」です。その他、手続の内容によって、効果的な方法がある場合は、他の方法により周知することができることとしています。その他の方法としては、メール配信サービスや町内会回覧、関係機関への周知などが挙げられます。

また条例第 9 条では当該年度の市民参加手続の実施予定と前年度における実施状況を取りまとめて公表することを定めています。

具体的に資料に基づきながら、ご説明をします。

まず、別冊でお配りしました広報いしかり 2016 年 5 月号 18 ページをご覧ください。こちらの右端には、「厚田スポーツセンター廃止の検討について」のパブリックコメントの募集と、意見交換会のお知らせが載っています。記事を探しやすくするため、枠で囲んだり、パブリックコメントのマークを付けて見やすい工夫をしています。その下には、審議会の開催状況を掲載しています。広報紙の作成スケジュールの都合上、2 ヶ月前の開催状況となっております。またその左隣には「市民協働」のタイトルで「パブリックコメントの結果」を掲載しています。5 月号には 2 件の結果を掲載しておりまして、それぞれ意見を提出した人数や採用した件数などの検討結果を載せています。広報紙の紙面の都合上、必ず何ページに載せるという固定化はできませんが、各月の「市役所からのお知らせ」のページに市民参加手続に関する情報を掲載していますのでご覧ください。

次に広報いしかり 2016 年 5 月号 26 ページの一番右端をご覧ください。審議会の公募がある場合は、この「募集します」のページに委員募集のお知らせを掲載しています。5 月号ですと 3 つの委員募集の記事が載っています。以上が条例第 8 条に係る市民参加手続に関する事項の公表についてです。急を要する事項などやむを得ない場合を除き、原則は、全ての手続について広報紙に掲載しています。

次に、条例第 9 条に係る「市民参加手続の予定及び実施状況の公表」に関してご説明します。広報いしかり 2016 年 4 月号 12～13 ページをご覧ください。こちらには 28 年度の市民参加手続の予定と、公募を予定している審議会を掲載しています。このように、できるだけ事前に市民に情報をお知らせし、関心のあるテーマについて市民も事前に検討の準備ができるようにしています。

次に広報いしかり 2016 年 9 月号 9 ページをご覧ください。こちらには昨年度の実施状況を掲載しています。委員の皆さまには前回の審議会でご確認いただいておりますが、広く広報紙でも公表することで、市民参加手続が適正に運用されているかを確認できるようにしています。以上で広報紙の説明を終わります。

次に、「石狩市掲示板あい・ボード」についてご説明します。資料 1 をご覧ください。「あい・ボード」は市民参加手続に関する事項を、広く市民に周知するために、平成 14 年度の市民の声を活かす条例と同時に設置されました。毎週木曜日に張替えを行い、情報を随時更新しています。資料 1 ページ目の「あい・ボード」の写真をご覧ください。あい・ボードは 16 面からなり、うち一番下の段はポケットタイプになっています。ここにはパブリックコメントの資料などを入れているので、市民が自由に持ち帰ることができます。ほかにも、一番上の段の右端には、その週に開催される審議会のお知らせを掲示しています。2 段目の右端はワークショップの開催案内です。あい・ボードは、市民参加手続や市役所からのお知らせが優先ですが、空きがある場合は、市民の皆さんの地域活動などのお知らせも貼ることができます。設置箇所については、資料 2 ページ目の一覧表にありますとおり、現在は市内の郵便局やスーパー、銀行や公共施設など、多くの市民の目に触れるような場所に設置しています。資料 3 ページ目の設置箇所図をご覧ください。こちらは、花川を中心とした市街地だけを抜粋して、あい・ボードの設置箇所を地図に落とし込んだものです。あい・ボードのおおよその分布を把握するため参考にしていただけたらと思います。

続きまして資料 4 ページ目は、花川北コミュニティセンター 1 階にあります「市民活動情報センターぼぼらーと」の写真です。こちらは、前回の審議会小林委員より「ぼぼらーとにもパブリックコメントの資料をおいてはどうか」とのご提言を頂きまして、昨年 9 月より開始したものです。こちらも、あい・ボード同様に、資料を持ち帰ることができるようになっています。

次に、5 ページ目の資料 2 をご覧ください。市役所本庁舎 1 階にある情報公開コーナーでは、各種審議会の議事録や、パブリックコメントの資料など、市民参加手続に関する資料などを閲覧することができます。

次に、6 ページ目の資料 3 をご覧ください。市民参加手続に関するホームページをご説明します。パブリックコメント募集期間中は、下段の「パブリックコメント手続」がホームページ上で公開さ

れています。一番下に市の原案の概要、その上に記入用紙のファイルを掲載していますので、意見があればダウンロードしてそのままメールで提出することができます。頂いた意見の検討が終わったあとは、「パブリックコメントに対する検討結果の内容」を公開しますので、内容を確認することができます。

次に 7 ページ目をご覧ください。こちらは審議会のホームページ画面です。審議会ごとにこれまでの会議資料や議事録、また今後の予定などを掲載しています。

次に 8 ページ目をご覧ください。こちらは審議会委員募集のホームページ画面です。委員の公募が始まりましたら、このようにホームページでお知らせしますので、応募用紙をダウンロードして応募することが可能です。以上でホームページの説明を終わります。

次に「その他の方法」として、メール配信サービスを用いた「市民参加情報メール」をご紹介します。9 ページ目の資料 4 をご覧ください。こちらは、毎月 1 日にその月に予定されている各種市民参加手続に関する情報を希望者へ配信するサービスです。希望する方は、市のホームページから登録することができます。現在の登録者数は 218 名です。参考までに過去のメールを掲載していますが、当月の審議会開催予定やパブリックコメント、委員募集などの情報を配信しています。

また、このほかにも、審議会のお知らせについては、開催日当日の北海道新聞朝刊石狩・当別版に掲載されています。本日別紙資料としてお配りしましたのは、今朝の新聞です。今日は本審議会のお知らせが掲載されています。

以上が、現在実施しています市民参加手続の周知・公表の方法についてです。私からの説明は以上になります。

【林会長】

はい、ありがとうございます。門井主任から「(1) 市民参加手続の周知・公表」について説明がありました。ぽぽらーとへのパブリックコメント資料の設置については、前回の小林委員のご提言により改善されたものですが、小林委員より現状や効果などについて、ご報告いただけますか。

【小林委員】

門井さんからお話があったように、9 月からぽぽらーとに掲示しています。ぽぽらーとでは他のスタッフも含めて様子を見ながら利用者に声をかけています。それによって手に取って持ち帰ってくださる方もおりました。中には「ちゃんと意見が反映されるの？」と聞かれたり、「そもそもパブリックコメントとは何？」と質問されたりしたので、今後はスペースの問題もあると思いますが、少し目を引くように工夫をして説明文等も合わせて掲示できればと思います。

持ち帰り状況ですが、1 月 20 日時点で 12 件のパブリックコメントを掲示したのですが持ち帰りが無かったものが 2 件ありました。1 つは「水道事業経営戦略の策定」、2 つ目は「道の駅設置に係る条例等の整備」です。道の駅は市民の方の興味がありそうなテーマだったのですが、ぽぽらーとに来る方は、主に花川近辺なので、そういった方からすると道の駅は遠いと言う話がありました。「空

家等対策計画などの策定」については、2つ持ち帰りがありました。ぽぼら一とでも空き家対策の講座をしたことがありますので、興味を持った方もいらっしゃるのではと思います。「第4次地場企業等活性化計画の策定について」も2つ持ち帰りがありました。あとは1件ずつでした。以上です。

【林会長】

小林委員、ありがとうございました。現在実施している市民参加手続の周知・公表については、事務局及び小林委員から報告がありましたが、市民参加制度の推進に向けてご議論いただきたいと思います。なお、議事録作成のために録音をしておりますので、発言の際は挙手のうえ、私が指名してからご発言されるようお願いいたします。

田畑委員どうぞ。

【田畑委員】

資料1の「あい・ボード」の一番下の右側に「市役所直行便」がありますが、実際に市民の方から寄せられた意見の数など、活用状況はどうなっていますか？

【林会長】

門井主任、ご説明お願いします。

【事務局（門井主任）】

ただいま「市役所直行便」の現物を回付しますので、ご覧ください。「市役所直行便」は「あい・ボード」のポケットに常設しています。市民の方が率直な意見を述べやすいよう、封筒と便箋が一体となっていますので、内容を記入後そのまま折ってポストに投函していただければ、直接市役所に届くシステムになっています。これは市民の皆さまがお気軽に市政へのご意見、ご提案をお寄せいただけるように設置しているものです。市役所直行便の年活用実績については、大変申し訳ございませんが、今手元に資料を用意しておりませんので、正確な数字はお答えできませんが、年に数件は寄せられていると聞いております。また頂いたご意見は、関係部署と検討した後、氏名や住所など連絡先を記入頂いている場合はお答えを返すようにしております。以上です。

【林会長】

はい、ありがとうございました。田畑委員、何か関連してご質問等あればお願いします。

【田畑委員】

非常に良い制度だと思いますが、市民の方への周知がまだまだ出来ていないのではと思いますので、広報紙に載せるなどの工夫がされると良いと思いました。

【林会長】

門井主任から何かありますか？

【事務局（門井主任）】

今年、1 度だけ「あい・ボード」の周知を広報紙に掲載したことがあります。

【林会長】

どのような内容で掲載したのですか？

【事務局（門井主任）】

「市役所直行便」の PR ではありませんが、今回の資料のように「あい・ボード」の写真を白黒ですが掲載し、こういったものが市内にありますのでぜひ皆さん見てください、という利活用を呼びかける内容です。

【林会長】

この「市役所直行便」の担当部署は企画課ではないのですか？

【事務局（門井主任）】

はい、広聴・市民生活課になります。

【林会長】

広聴・市民生活課が担当なのですね。企画課とは直接関係が無いのですか？

【事務局（門井主任）】

市民の声を聞く制度という点では関係していますが、「市役所直行便」の一元的な窓口は広聴・市民生活課になります。

【林会長】

分かりました。「あい・ボード」については、厚田区、浜益区にもあるのでしょうか。門井主任から説明をお願いします。

【事務局（門井主任）】

資料 1 の 2 ページ目、一覧表にありますとおり、旧石狩地域だけではなく、厚田区と浜益区にも置いてあります。例えば厚田区でしたら、厚田支所、望来郵便局、浜益区は、浜益支所、浜益郵便局に置いてあります。

【林会長】

ほかに何かご意見はありませんか。市民参加制度は、市民が参加しないと先に進まないのので、いかに皆さんに知ってもらいか、理解してもらうことが重要だと思います。ただ、市民参加制度そのものが、個人によって興味の違いが違ってくると思いますが。その他に、こんな方法でPRすると良いなど、どんなことでも良いのでご意見ありませんか。松坂委員お願いします。

【松坂委員】

実際にできるかは分かりませんが、石狩市には町内会やまるごとフェスタ、リフォームフェスタなどイベントがたくさんあるので、そのときに、市職員の方が周知してはいかがでしょうか。イベント会場だと堅苦しくないのので、柔らかい雰囲気です。「皆さん気軽に参加できますよ」と噛み砕きながら説明すると分かりやすいのではないかと思います。またイベント会場だと、石狩市民以外に札幌など近郊の方もいらっしゃるのので、市民が参加できる制度があると興味を持ってもらえたら、石狩市に住んでみようと思ってもらえるかもしれません。

【林会長】

貴重なご意見ありがとうございます。できる限り市民の中に入り込んで積極的にPRしていくということですね。

【松坂委員】

皆さん、「市役所」というだけで構えてしまうので。

【林会長】

分かります。

【松坂委員】

市役所というのは、住民票や印鑑証明を取りに来たり、児童手当の手続などがあるときに行きますが、普通には市役所の職員と関わることはほぼ無いと思うので、市役所職員というだけで、少しお堅いイメージがあります。でも、実際は話をするとすごく柔らかい印象の方もいますし、色々な方がいるので、市役所の方が町内会のお祭りに参加して市民の方と一緒に何かすることで、事が円滑に進むとか、例えば、先ほどの「市役所直行便」だけではなく、困っている事などを直接話したり聞いたりできる機会としても良いのかなと思います。私は札幌に住んでいますが、札幌市にはこのような制度は無いと思いますし、石狩に勤めていることで、ここに参加させていただいていることが感謝です。ただ、一般の方の多くは制度を知らないと思うので、みんなに知ってもらえたら、石狩市は市民一人一人が主役になれるまちだと思います。なので、それを分かってもらえるように簡単に説明してもらえると若い方も参加して下さるような気がします。

【林会長】

ありがとうございます。イベント含め、色々な機会積極的に分かりやすくPRしていくというご意見ですね。石狩市は人口6万くらいでフレンドリーな雰囲気を醸し出せる良い環境だと思います。ほかに何かございませんか。田畑委員どうぞ。

【田畑委員】

広報紙や「あい・ボード」は目に伝えるものだと思います。イベントでPRするのであれば、若い世代も取り込めるよう、カフェ形式のような気軽にお茶を飲みながら声を通して伝え、相手からも声を聞くような機会を考えられたら良いと思います。

【林会長】

はい、そうですね。

【林会長】

ほかに何かございませんか。田中委員よろしくお願いします。

【田中委員】

よく市役所の方から「ホームページを見てください」と言われますが、実際にホームページを見る方はどれくらいいるのでしょうか。私もスマートフォンやパソコンで見ることがありますが、見づらと思うことがあります。もう少し簡単に見られる方法はないのでしょうか。今、町内会に参加している人も減ってはきていますが、お年寄りの方が見るのはやはり回覧板か新聞ではないのでしょうか。

それから月をまたぐ市民参加手続の場合、最初の月の広報紙には掲載されますが、翌月には載らないので、何かあったなと思って確認しにくいです。以前の広報紙には、その月のイベントをまとめた見開きのイベントカレンダーがありました。スペースの都合で廃止になったのかもしれませんが見やすかったです。なので、広報紙はもう少し見やすい工夫をしてほしいのと、回覧板を活用できないだろうかという思いがあります。

【林会長】

田中委員よろしいですか。町内会回覧板と広報紙についてのご意見ですね。

他に何かございますか。はい、小林委員お願いします。

【小林委員】

先ほどの田畑委員のカフェ形式のお話ですが、そのカフェに市役所の方に出前講座に来てもらうのはどうでしょうか。それだと話しやすいですし、一人でパブリックコメントを考えるより、実際に職員に説明してもらいながら、みんなでワイワイ話せば、パブリックコメントも思いつくかもしれませ

んし。

【林会長】

良いですね。事務局から何かありますか？

【事務局（門井主任）】

まちづくり出前講座についてご説明します。市民参加制度に関しての出前講座はメニューとしてご用意しておりますが、残念ながらここ数年はお声がかからない状態です。10名以上集まればどなたでもご利用できますので、ぜひお呼びいただければと思います。

また広報紙の件ですが、平成24年までは広報紙の真ん中にイベントカレンダーを見開きで設けておりました。イベントカレンダーは市民参加手続に関する情報ではなく、その月に開催されるお祭りやイベントをまとめていたものです。形式は変わりましたが現在もイベントカレンダーはありまして、以前は名称のみを並べて一まとめにしていたのですが、今は日付順に全ての情報が分かるようにイベントを並べています。我々としても見やすくするための工夫としてリニューアルしていることをご理解頂けたらと思います。

【事務局（小鷹部長）】

皆さまから厳しいご意見を頂いておりますが、市役所と市民の方との話し合いの場があったほうが良いというご意見については、連合町内会ごとに年に数回自治懇話会を開いて、皆さんと直接意見交換する場を設けています。

またホームページが見づらいとのことですが、ウェブアクセシビリティという障がいのある方でも利用しやすいホームページにするという決まりごとがあり、それに沿ってホームページを運用しています。誰でも見やすいように配慮はしていますが、若干見づらいところもあるかもしれません。それから、ページが探せない場合はホームページの上部に検索欄があるので、そこで調べるとある程度の検索はできるようになっています。

広報紙については、制作の都合上、原稿締切が2ヶ月前ですので、タイムリーな情報が間に合わない場合もあります。それで、ホームページを見てください、とお答えすることもあります。私どもも心苦しいところはありますが、致し方がない部分であるをご理解頂きたいと思います。

【林会長】

ほかにご意見ございませんでしょうか。酒井副会長どうぞ。

【酒井副会長】

市民参加制度の周知に関してですが、例えば前回、小林委員から提案のあった、パブリックコメントの資料をばばらーとに設置した件は、非常にスピーディに意見が反映された良い例だと思います。

このように、市民の意見が反映されていることをPRすると、次も意見を言ってみようという動きに繋がるのではないかと思います。

また、私は情報を知るのにメールが便利です。メール配信サービスに登録しているので、防犯や観光情報などが配信されます。パブリックコメントの意見も直接ホームページに打ち込めると楽ですね。最初のシステム構築にお金がかかるかもしれませんが。また、市民参加情報のメール配信サービスに登録している人が218人とのことですが、広報紙にQRコードを載せて周知し、もっと登録者数を増やす工夫をしてみるのはいかがでしょうか。

【事務局（門井主任）】

ご意見ありがとうございます。ホームページが見つらいというご指摘は良く頂きます。委員の皆さまには、以前オリエンテーションでお配りした資料にありますように、ホームページのトップ画面の目立つ部分に市民参加手続のバナーがありますので、トップページからワンクリックで閲覧できるように工夫はしてるつもりです。

また、様々な周知媒体がありますが、ホームページの良い点はたくさんの情報量を掲載できると、リアルタイムに更新できることです。大量の資料でもホームページだとパソコンですぐに見ることができ便利ではないかと思います。

それから現在のメール配信サービスに関しては、1つ1つのパブリックコメントごとではなく、月に1回、当月に行われる予定の手続をまとめて配信しています。パブリックコメントの資料は容量が大きいものも多く、それぞれ配信すると受け取り側の受信容量がオーバーしてしまうこともあるので、現在は、手続のタイトルにURLを付して、興味のあるものはクリックすると資料などを見ることができるようになっています。

【事務局（本間課長）】

広報紙にメール配信サービスのQRコードを掲載し、登録を簡単にするというのは良いアイデアだと思います。

【事務局（門井主任）】

参考までに、ホームページにはQRコードを載せています。

【事務局（本間課長）】

市民参加に限らず防災なども含めて、登録すると便利ですので、メール配信サービスをもっと積極的にPRしていくことは必要かと思います。

【松坂委員】

お子さんをお持ちの保護者など、防犯は関心が高いと思います。学校を通じてお願いしてみたい

かがでしょうか。

また、あい・ボードについては設置場所の課題がありますが、最近、樽川地区や花川東などに新築住宅が建って、若い世代の方が増えていますので、この地区の方が見やすい場所にあい・ボードを置くとか、回覧板で周知しても良いのではと思います。

【林会長】

はい、ありがとうございました。町内会には会館がありますので、そこに置くのも良いのではと思います。ただいつも開いているわけではないので、効率的ではないかもしれませんが。

それから、公民館主催の公民館まつりで、市民参加制度のPRブースを設けたことはありますか？

【事務局（小鷹部長）】

ありません。

【林会長】

公民館まつりでは、20～30分の講座を開催しているところもあります。例えばその前座として、分かりやすく制度の説明をすとか、来場者にチラシを配るなども有効な手段ではないかと思います。ほかに何かございますか。工藤委員お願いします。

【工藤委員】

やはり議題②にありますように、市民に知ってもらうことがネックではないかと思います。先ほどから意見は出ておりますけども、テレビやチラシが一番効果が大きいと思います。テレビにつきましては小樽市が市政情報番組を放映しています。テレビは予算の都合もありますが、年に1回でも実施してはどうでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

旭川市など、ケーブルテレビを使って市民の皆さんに市政情報やお悔やみなどを放送している市町村もありますが、予算の都合と人口規模、ケーブルの配置状況などを鑑みると石狩市では難しいところでは。

皆さんがおっしゃっているとおり、この制度が市民の皆さまに知られていないと言われることがありますが、市民の声を活かす条例が制度化されたこと自体に、市民の皆さまの安心感はあるのではないかと思います。意見の数が減っているということは、ある意味、制度が醸成されたとも言えると思いますが、皆さまから頂いた意見を参考に市民参加制度の方法を考えていかなければならないと思っております。以上です。

【林会長】

小鷹部長ありがとうございます。

他の市町村でも市民参加制度をいかに市民に定着させるかが課題のように思います。どこも同じ悩みを抱えているということは特効薬が無いのでしょうか、あらゆる機会を使ってPRしていくしかないと思います。

ほかに何かご意見ありませんか。森本委員、お願いします。

【森本委員】

私が担当しています行政改革懇話会の中で、各種審議会の委員に、もともと何らかの肩書きをお持ちだった方が委員になる際は、経験者枠を設けてはどうかとご意見をいただきました。現在は学識経験者や団体推薦のほかは、一般公募になりますが、学識経験者では抵抗があるものの、一般公募ですと、応募書類を書かなくてはなりません。経験者枠を作って、応募の手間を緩和すると委員の成り手も増えるのではとのご意見を頂きましたので、この場でお伝えさせていただきます。

【林会長】

森本委員から、委員の選考方法についてのご意見がありましたが、次回の議題である「審議会のあり方について」の中で、委員数の審議と合わせて、審議会への参加を促す趣旨として再度審議を行いたいと思います。

そのほか、何かございませんか。

工藤委員もおっしゃっていましたが、テレビ等を使うなら、取材という形であればお金はかかりません。他市町村や一般市民も含めた形でフォーラムなどの市民参加についてのイベントを開催すれば、マスコミ取材を通して市民参加制度のPRが可能ではないでしょうか。

それから、事務局にお聞きしたいのですが、同じような意見は過去の審議会でも出たことはあるのでしょうか。

【門井主任】

制度を広く周知すべき、というご意見は過去の審議会でも頂戴しています。我々としては、様々な媒体を使って広報しているつもりではありますが、そもそも制度を知らないという意見は毎回多くいただきます。本日の議論の中でも、ホームページが良い、チラシが良いなど、皆さんそれぞれ違いますので、我々としては、多くの媒体を使って周知する必要があると考えています。

また、過去の審議会のご意見により改善した例としましては、一つに「あい・ボード」の上部に看板を設置したことがあります。当初「あい・ボード」の看板は下部にあり、それが見にくいので上に付けてはどうかとご提案を頂きました。そこで、平成24年度に上部看板を設置した経緯があります。

またメール配信サービスも、第3次の答申で制度の周知を図るようご意見を頂きまして、平成20年度から開始しました。また、平成22年度には、当該年度の手続の予定を町内会回覧で回付したこともあります。

やはり、皆さんから、まずは制度を広く知ってもらうことが必要とのご意見をいただきますので、我々としてもその都度、知恵を絞りながら工夫して対応しています。

【林会長】

分かりました。我々としては新しい意見も含めて、今度は第 8 次の答申としてまとめるということですね。答申後のフォローはどうなるのでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

前回、小林委員から頂戴したご意見のように、すぐに対応できることは実施していきますし、それ以外でも改善できるところから工夫して進めていきたいと思っています。

【林会長】

よろしくをお願いします。ほかに何かご意見ありますか。田畑委員をお願いします。

【田畑委員】

市民の声を活かす条例が制定されて 15 年目に入っているわけですが、市民参加を広い世代に浸透させるためにフォーラムを開催するなど、15 年目を節目として市民意識の醸成に力を入れていくことが必要だと思います。

【林会長】

はい。ありがとうございました。他に何かありますか。

無いようですので、審議はこれで終了します。

最後に、次第の 3 番目「その他」ですが、事務局よりお願いします。

【事務局（門井主任）】

1 月 28 日（土）に開催されます市民参加手続の 1 つを参考までにご紹介させていただきます。現在、図書館となりの「こども未来館あいぽーと」前に、子どもや関連団体の声を活かした公園を整備するため、「ワークショップ」を開催しています。そのワークショップの第 5 回目が 1 月 28 日（土）13 時から、こども未来館あいぽーとで開催されます。一般的な審議会とは異なり、子どもや大人が混じって、ワークショップ形式でざっくばらんに意見交換をしている場ですので、ご興味ある方は傍聴にいらしていただければと思います。

なお次回の審議会は、7～8 月を予定しております。近くなりましたら、あらためて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。事務局からは以上になります。

【林会長】

最後に全体を通して、何かご質問などございませんか。それでは、平成 28 年度第 2 回市民参加制度調査審議会を終了します。皆さま、どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

平成 29 年 2 月 22 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会 長 林 一 元